

令和7年度派遣保育士活用事業業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所等及び一時預かり実施施設（地方裁量型認定こども園と企業主導型保育事業以外の認可外保育施設を除く。以下、「対象保育施設」という。）において、保育士等を必要とする場合に、県が受託者を通じて保育士等を派遣することにより、保育士人材の確保、年度途中の待機児童の解消及び一時預かり事業の拡大を目的とする。（以下、派遣する保育士等を「派遣保育士等」、産前・産後休暇や育児休業等の取得により代替される保育士等を「被代替保育士等」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

（1）派遣保育士等の確保

- ・受託者は、保育士証を有する者を募集、選考し、派遣職員として自ら雇用すること。ただし、本契約締結前に保育士証を有する者を雇用することを妨げない。
- ・保育士証を有する者とは、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

（2）保育士等の派遣

- ・受託者は、別添様式1をもって、対象保育施設から下表に定める派遣必要事由に基づく派遣保育士等の派遣依頼を受けたときは、受託者が対応できる限りにおいて、派遣必要事由に応じた派遣形態で、派遣保育士等の派遣を行う。

| 派遣必要事由 | 対象施設 | 派遣形態 |
|------------------------------|----------|-----------|
| ①保育士等が産前・産後休暇を取得するとき | 私立 | 産前産後代替派遣 |
| ②保育士等が育児休業又は病気休業等を取得するとき | 私立 | 育児休業等代替派遣 |
| ③市町の要望により、年度途中の待機児童の受入れを行うとき | 公立 私立 | 待機児童受入れ派遣 |
| ④一時預かり事業の開始、定員増を行うとき | 公立 私立 | 一時預かり拡大派遣 |

- ・受託者は、派遣保育士等の派遣を決定した場合は、派遣保育士等を派遣する前に別添様式1の写しを県に提出しなければならない。
- ・受託者は、対象保育施設から派遣依頼があった場合は、事前に保育所等を訪問し、就業条件、仕事内容、その他希望内容を確認すること。
- ・受託者は、対象保育施設の派遣依頼に対応できない場合は、その旨を対象保育施設に

報告するとともに、対象保育施設に派遣依頼の継続について確認し、対象保育施設が派遣依頼を継続する場合は、毎月、派遣保育士等の派遣の可否について対象保育施設に報告しなければならない。

- ・受託者は、派遣保育士等の派遣にあたっては、派遣保育士等及び対象保育施設の合意を得て、派遣保育士等との雇用契約及び対象保育施設との労働者派遣契約を締結する。
- ・派遣保育士等が従事する業務の内容は、対象保育施設での保育業務とする。
- ・本業務の対象となる派遣期間（以下、「派遣期間」という。）は、「4 業務実施の要件等（2）対象保育施設への派遣期間」にて定める。ただし、対象保育施設が全額負担することを条件に、派遣期間を超えて派遣保育士等を継続して派遣又は新たに派遣することを妨げない。
- ・対象保育施設との労働者派遣契約における派遣料は、県、市町及び対象保育施設が負担することとし、その負担割合は「4 業務実施の要件等（4）経費」にて定める。ただし、派遣保育士等の派遣期間中に派遣必要事由が消滅した場合は、本業務の対象外となることから、派遣料の全額を対象保育施設が負担するものとする。
- ・保育施設が本業務による派遣保育士等の派遣を受けることが出来るのは、派遣形態が産前産後代替派遣及び育児休業等代替派遣の場合には、1施設あたり年間3回とする。その他の派遣形態の場合には回数制限は設けない。
- ・同一の被代替保育士等について産前産後代替派遣と育児休業等代替派遣を続けて行う場合は、通算で1回と数える。
- ・被代替保育士等の一日の勤務時間を複数の派遣保育士等で代替する場合は、通算で1回と数える。

（3）状況報告

- ・受託者は、別添様式2をもって、毎月末に派遣実績を県に報告しなければならない。
- ・受託者は、年度末に、業務の成果に関する報告書を県に提出しなければならない。
- ・受託者は、県が本業務に関連する資料の提出を求めたときは、特段の事情がある場合を除き、応じなければならない。

4 業務実施の要件等

（1）法令遵守

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」という。）その他労働関係法令を遵守しなければならない。
- ・受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（2）対象保育施設への派遣期間

- ・派遣保育士等の派遣期間は、労働者派遣法に抵触しない期間とし、令和8年3月31日を終期とする。
- ・産前産後代替派遣は、1施設当たり被代替保育士等本人またはその配偶者の出産予

定日以前 8 週間及び出産後 8 週間を派遣期間の限度とする。ただし、多胎妊娠の場合、出産予定日以前 14 週間及び出産後 8 週間を派遣期間の限度とする。

- ・育児休業等代替派遣は、1 施設当たり 6 か月間を派遣期間の限度とする。ただし、同一の被代替保育士等について産前産後代替派遣と育児休業等代替派遣を続けて行う場合は、産前産後代替派遣の期間を含めて 1 施設当たり 6 か月間を派遣期間の限度とする。
- ・産前産後代替派遣、育児休業等代替派遣以外の派遣形態の場合は、派遣期間の限度は設けない。

(3) 派遣保育士等への賃金の支払

- ・受託者が代替保育士等に支払う賃金は、時間単位とすること。

(4) 経費

- ・対象保育施設との労働者派遣契約における派遣料について、県及び対象保育施設の負担は別紙のとおりとする。
- ・本業務の委託金額は、別紙に応じた時間単位の単価とし、県負担額の上限額は 26,768,000 円とする。ただし、産前産後代替派遣、育児休業等代替派遣の合計金額は 17,976,000 円以内、待機児童受入れ派遣は 5,024,000 円以内、一時預かり拡大派遣は 3,768,000 円以内とする。
- ・支払方法は、派遣保育士等の派遣実績に応じて、四半期ごとに県が負担すべき額を受託者に支払うものとする。
- ・市町負担分の支払は、受託者から該当市町に請求するものとする。
- ・原則として、超過勤務は本業務の対象としない。ただし、運動会や発表会等、超過勤務が必要と認められる場合は、本業務の対象とすることができる。

5 その他

- (1) 事業計画、予算執行管理等、事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。
- (2) 業務の実施に当たり、本仕様書に規定されていない事項が発生した場合及び疑義が生じた場合は、県の担当者と協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 派遣保育士等と対象保育施設との間で問題が生じた場合、受託者は詳細について県に報告するとともに、問題解決のために努力しなければならない。
- (4) 高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 24 年 11 月 9 日厚生労働省告示第 559 号）を踏まえ、高年齢者の雇用の安定の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保に努めること。
- (5) 県の了解なく、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、事業を円滑に実施するために、対象保育施設に対して労働者派遣制度を周知するとともに、県内保育施設のニーズ把握及び県との情報共有等に努めること。
- (7) 受託者は、県の提示するマニュアル（別添）に則って事業を運用すること。マニュアルの内容は協議の上、適宜変更できるものとする。

(別紙)

| 派遣形態 | 対象 | 負担内容 | | 派遣予定時間 |
|-----------|----|--------------------------|-----------|----------|
| | | 県 | 対象保育施設 | |
| 産前産後代替派遣 | 私立 | 派遣保育士等人件費 | 派遣管理費 | 6,195時間 |
| 育児休業等代替派遣 | 私立 | 派遣管理費 | 派遣保育士等人件費 | 10,982時間 |
| 待機児童受入れ派遣 | 私立 | 派遣管理費 | 派遣保育士等人件費 | 6,400時間 |
| | 公立 | 派遣管理費 (公立施設分の半分は市町負担) | 派遣保育士等人件費 | |
| 一時預かり拡大派遣 | 私立 | 派遣管理費 | 派遣保育士等人件費 | 4,800時間 |
| | 公立 | 派遣管理費 (公立施設分の半分は市町負担) | 派遣保育士等人件費 | |